

富山県中小企業トランスフォーメーション補助金の補助対象 (太陽光パネルの設置)に関する留意事項について

富山県中小企業トランスフォーメーション補助金事務局

富山県中小企業トランスフォーメーション補助金の補助対象としての「太陽光パネルの設置」に関する事業の実施にあたっては、「富山県中小企業トランスフォーメーション補助金Q & A」(Q 5 -19) の内容に、十分ご留意いただきますようお願いいたします。

令和6年3月14日改正

「富山県中小企業トランスフォーメーション補助金Q & A」の19ページ目(抜粋)

【補助対象事業について】

Q 5 -19 太陽光パネルの設置は対象になりますか。

A 自家消費を目的とした太陽光パネルの設置は対象となります。あくまで自家消費に限定しており、売電を目的としたものは対象となりません。また、自家消費目的で設置したものであっても、余剰電力の売却等により、収益が生じたと認めたときは補助金の全部又は一部に相当する額の返金を求める場合があります。

＜参考＞富山県中小企業トランスフォーメーション補助金交付要綱

(取得財産の処分の制限)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、次の各号に定める期間(以下「処分制限期間」)を経過しない場合においては、取得財産等管理台帳を(様式第7号)を整備保管するとともに、当該取得財産等に取得年度及び補助金の名称を記載した標章を貼付して管理しなければならない。

(1) 減価償却資産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数又は補助事業の完了の日から10年のいずれか短い期間

(2) 汎用性が高い備品等については、前号の規定にかかわらず補助事業の完了の日から5年

2 補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(第8号様式)により理事長の承認を受けなければならない。ただし、処分制限期間を経過したものについてはこの限りでない。

3 前項の場合において、理事長は、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。ただし、当該取得財産の処分が処分制限期間を経過している場合はこの限りでない。